

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

制定 令和7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に規定する脱炭素先行地域づくり事業（民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として、環境省が選定した地域等において実施される事業をいう。）として本市が予算の範囲内で実施する京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、第4条に規定する者が第5条第1項に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、環境省が取り組む「脱炭素先行地域」に選定された京都市の計画（以下「市計画」という。）において対象とする地域（以下「対象地域」という。）における再生可能エネルギーの導入等の脱炭素化を推進することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国交付要綱 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱をいう。
- (2) 国実施要領 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領をいう。
- (3) 京都市脱炭素先行地域づくり事業 国交付要綱第3条二及び国実施要領別紙1に定める事業のうち、市計画に定める事業をいう。
- (4) 確認の完了 市長が提出書類に不備がないことを確認したことをいう。
- (5) 再エネ100%電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（再エネ等電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補う場合を含む。）をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者若しくはこれらの者に対しオンサイトPPAモデル又はファイナンスリース契約により設備を提供する者とする。

- (1) 市計画に基づき、対象地域で文化遺産群に関する補助対象事業を実施する以下のいずれかに該当する施設を所有又は管理する個人又は法人
 - ア 神社、寺院その他これらに類する施設又はこれに関連する施設
 - イ 文化遺産又はこれに関連する施設

- (2) 市計画に基づき、対象地域で商店街エリアに関する補助対象事業を実施する以下の者
 - ア 商店街振興組合
 - イ 商店街振興組合に加盟する個人又は法人
 - ウ ア及びイが入居する建築物の所有者
 - (3) 市計画に基づき、対象地域で以下の住宅群・エリアに関する補助対象事業を実施する個人又は法人
 - ア 既存住宅群
 - イ 三宅市営住宅跡地エリア
 - (4) 市計画に基づき、対象地域でグリーン人材育成拠点群に関する取組を実施する法人
 - (5) その他市計画に基づき、対象地域で補助対象事業を実施する法人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象としない。
- (1) 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者
 - (2) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(2)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
 - (8) (2)から(6)まで（(7)の場合を除く。）のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、市長が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者
 - (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
 - (10) 公序良俗に反する活動を行う者、その他市長が適当でないと認める者
 - (11) 国又は地方公共団体等

（補助対象事業の要件及び経費）

第5条 補助対象事業は、別表第1に定める事業及び補助対象設備に該当し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 対象地域において実施するものであること。
- (2) 京都市脱炭素先行地域づくり事業であること。
- (3) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (4) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (5) 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、対象外

とする。

- (6) 第19条第2項の規定による期間を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (7) 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- (8) 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、入札又は2者以上の業者から見積書を取得し、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (9) 補助対象設備を導入する建築物（ただし、第4条第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力（補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。以下同じ。）を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること。

2 補助対象事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 再エネ設備整備（太陽光発電設備）、基盤インフラ整備（蓄電池）、省CO2等設備整備（ZEH、ZEH+、既存住宅断熱改修、高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション）
国実施要領の別表第1に規定するとおり
- (2) 省CO2等設備整備（充放電設備、充電設備、外部給電器）
国実施要領の別表第2に規定するとおり
- (3) 効果促進事業
国実施要領の別表第3に規定するとおり

（交付の申請）

第6条 条例第9条の規定による交付の申請は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に別表第2に掲げる書類（第9条第1項に規定する事業開始の承認申請時から変更がないものを除く。）を添えて提出（原則、電子情報処理組織を使用する方法による提出に限る。以下同じ。）することにより行うものとする。

- 2 交付申請書及びその添付書類は、交付申請年度ごとに市長が別に定める受付期間（以下「受付期間」という。）内に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の実施初年度に、第9条第7項の規定による事業開始承認通知を受けた者、及び、令和6年度に、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領第9条第7項の規定による事業開始承認通知を受けた者は、その通知を受けた日の属する年度の翌年度の受付期間の開始後速やかに提出しなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、第8条第5項の規定による交付決定通知後に、補助対象事業に着手しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、この限りではない。
 - (1) 交付の申請年度ごとに市長が別に定める日から受付期間の開始の日の前日までに、補助対象事業に着手したとき
 - (2) やむを得ない事由により、第8条第5項の規定による交付決定通知前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届（第2号様式。以下「事前着手届」という。）を市長に提出したとき

- (3) 交付の申請を行う年度の前年度に、第9条第7項の規定による事業開始承認通知を受けた場合、及び、令和6年度に、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要領第9条第7項の規定による事業開始承認通知を受けた場合において、交付の申請を行う年度ごとに市長が別に定める日から第8条第5項に規定による交付決定通知を受ける日の前日までの間に、補助対象事業に着手したとき
- 4 市長は、第2項に基づき受付期間を定めた場合は、速やかにその期間を公表するものとする。
- 5 市長は、第2項に基づき定める受付期間にかかわらず、交付申請年度に提出された交付申請の申請総額が当該年度の予算の上限額に達した時点で、受付を終了するものとする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、別表第1に掲げる補助率等のおりとし、補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 補助金の額は、交付申請書を提出した時点の補助金予算残額（交付申請年度の予算の上限額から、当該年度に既に提出された交付申請の申請総額を減じた額をいう。以下同じ。）を超えないものとする。なお、複数の交付申請書が同時に提出された場合で、それらの交付申請額の合計額がその時点での補助金予算残額を超える場合は、補助金予算残額に申請額の比率（各交付申請額をそれらの交付申請額の合計で除した率）を乗じて得た額を超えないものとする。
- 3 本要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、補助対象経費から本要綱に基づく補助金以外の補助金の額を除いた額を上限とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、本要綱に基づく補助金以外に、法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て補助対象事業を実施しようとする場合又は実施した場合は、本要綱に基づく補助金の対象外とする。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、交付申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に条例第10条第1項に基づく調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付及び交付予定額を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の調査により、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。
- 3 市長は、確認の完了を行った日から起算して30日以内に第1項又は第2項の決定をするものとする。
- 4 市長は、必要があると認めたときは、第1項に係る決定に関し、申請者に条件を付すことができる。
- 5 市長は、補助金の交付を決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知」という。）により、補助金の交付及び交付予定額を申請者に通知する。
- 6 市長は、補助金の一部または全部の不交付を決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、不交付としたこと及びその理由を申請者に通知する。

(事業開始の承認申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、原則、第13条に規定する実績報告期限までに補助対象事業を完了しなければならない。ただし、補助対象事業の実施に長期の工期を要するもので複数年度にわたり実施される場合、第6条第1項に規定する交付の申請に代えて、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認申請書(第5号様式。以下「事業開始承認申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

2 事業開始承認申請書及びその添付書類は、補助対象事業の実施初年度の受付期間内に提出しなければならない。

3 市長は、事業開始承認申請書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるか否かを調査し、事業開始を承認することが適当であると認めるときは、事業開始の承認を決定するものとする。

4 市長は、前項の調査により、事業開始を承認することが不相当であると認めるときは、事業開始の不承認を決定するものとする。

5 市長は、確認の完了を行った日から起算して30日以内に第3項又は第4項の決定をするものとする。

6 市長は、必要があると認めるときは、第3項に係る決定に関し、申請者に条件を付すことができる。

7 市長は、事業開始について承認することを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認通知書(第6号様式。以下「事業開始承認通知」という。)により、事業開始の承認について、申請者に通知する。

8 市長は、事業開始について承認しないことを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始不承認通知書(第7号様式。)により、事業開始の不承認及びその理由について、申請者に通知する。

9 補助金の交付を受けようとする者は、第7項の規定による事業開始承認通知後に、補助対象事業に着手しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) 事業開始の承認申請年度ごとに市長が別に定める日から受付期間の開始の日の前日までに、補助対象事業に着手した場合

(2) やむを得ない事由により、事業開始承認通知前に補助対象事業を実施しようとする場合において、事業開始承認申請時に事前着手届を市長に提出したとき

10 事業開始承認通知を受けた者が、当該通知を受けた翌年度の受付期間内に交付申請を行わない場合は、補助対象事業を廃止したものとみなす。

(申請の取下げ)

第10条 条例第13条第1項の規定による申請の取下げは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請取下書(第8号様式。以下「申請取下書」という。)を提出することにより行うものとする。

2 申請の取下げを行うことができる期間は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して20日を経過した日までとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(申請内容の変更・廃止の申請)

第11条 交付決定通知を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、補助金の交付予定額の増減を伴う申請内容の変更又は第13条第4項に規定する申請内容の変更をしようとするときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書(第9号様式。以下「変更承認申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の変更に係る資料
- (2) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、申請内容の変更について承認することを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認通知書(第10号様式。以下「変更承認通知」という。)により、変更の承認及び変更後交付予定額を交付決定対象者に通知する。

3 市長は、申請内容の変更について承認しないことを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更不承認通知書(第11号様式)により、変更の不承認及びその理由を交付決定対象者に通知する。

4 交付決定対象者は、申請内容を廃止しようとするときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金廃止承認申請書(第12号様式。以下「廃止承認申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて速やかに提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 申請内容の廃止に係る資料
- (2) その他執行団体が必要と認める資料

5 市長は、申請内容の廃止について承認することを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金廃止承認通知書(第13号様式)により、廃止の承認を交付決定対象者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、条例第14条第1項の規定による決定の取消し等をしたときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消・変更通知書(第14号様式。以下「取消・変更通知書」という。)により、交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第13条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書(第15号様式。以下「実績報告書」という。)に、別表第3に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。ただし、市長が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りではない。

2 実績報告書は、補助対象事業が完了した日から起算して60日以内又は交付申請年度ごとに市長が別に定める期日のいずれか早い期日(以下「実績報告期限」という。)までに、提出しなければならない。ただし、市長が認める場合についてはこの限りではない。

3 交付決定通知又は変更承認通知に記載の通知日が補助対象事業が完了した日を超える場合にあつては、前項中「補助対象事業が完了した日」とあるのは、「交付決定通知又は変更承認通知に記載の通知

日」と読み替えるものとする。

- 4 交付決定対象者は、やむを得ない理由によって、実績報告期限までに補助対象事業を完了することができない見込みとなった場合は、交付申請年度の12月末日までに、第11条第1項の規定による申請内容の変更の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、理由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、申請内容の変更について承認することができるものとする。申請内容の変更について承認することを決定した場合にあっては、交付申請年度の翌年度の実績報告期限を実績報告書の提出期限とする。

(交付額の決定等)

- 第14条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認の完了を行ったものから先着順に条例第19条に基づく調査を行い、適合すると認めるときは、当該交付決定対象者の交付予定額の範囲内で補助金の交付額を決定し、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付額決定通知書(第16号様式)により、交付決定対象者に補助金の交付額を通知する。

(補助金の交付)

- 第15条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付請求書(第17号様式)により、補助金の交付を請求するものとする。
- 2 前項に規定する期間以内に請求がなされない場合は、補助金を交付しないことがある。
- 3 交付決定対象者は、原則、補助金の概算払を受けることはできない。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要であると認める場合に限り、第1項の規定にかかわらず、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金概算払請求書(第18号様式)により、補助金の概算払を請求することができるものとする。
- 4 市長は、第1項及び第3項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付又は概算払するものとする。

(決定の取消し)

- 第16条 市長は、交付決定対象者が条例第22条第1項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。
- 2 前項の規定による決定の取消し等をしたときは、取消・変更通知書により、交付決定対象者に通知する。

(補助金の返還)

- 第17条 市長は、第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 2 市長は、第14条の規定により補助金の交付額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、決定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 3 前各項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 交付決定対象者は、第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、条例第24条第1項の規

定により計算した加算金を本市に納入しなければならない。

- 5 交付決定対象者は第2項により補助金の返還を命じられ、これを納付期限までに納入しなかった場合において、市長から督促を受けたときは、条例第24条第5項の規定により計算した延滞金を本市に納入しなければならない。

(手続の委任)

第18条 申請者は、交付申請書、事前着手届、事業開始承認申請書、申請取下書、変更承認申請書、廃止承認申請書及び実績報告書の作成及び提出を委任することができる。

(財産の管理等)

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、条例第31条第1項ただし書に規定する市長の定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。

- 2 前項に規定する市長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間（以下「耐用年数」という。）とする。

(財産処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。以下同じ。）は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。ただし、前条第2項に規定する市長の定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前条第2項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認申請書（第19号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。また、その他の財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）の例によるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認することを決定したときは、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認通知書（第20号様式）により、次条に規定する補助金納付額を通知する。ただし、市長が自然災害等の状況等を勘案して認める場合は、補助金の納付を求めないものとする。
- 4 市長は、期限を定めて、前項で通知した補助金の納付を命じるものとする。
- 5 前項の納付期限は、納付命令のなされた日から20日以内とする。
- 6 第4項に基づく補助金の納付額は、財産処分承認基準第4に定める額とする。
- 7 前項に定める補助金の納付額について、第5項に定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費についての支出を明らかにした書類その他の証拠書類を整備し、第19条第2項に規定する期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

(自家消費割合の報告)

第22条 太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る自家消費割合実績報告書(第21号様式)を提出しなければならない。ただし、第4条第1項第5号に規定する者を除く。

(対象地域内での消費割合の報告)

第23条 太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた者のうち、第4条第1項第5号に規定する者は、補助対象設備により発電を開始した日の属する年度の翌年度の7月31日までに、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る対象地域消費割合実績報告書(第22号様式)を提出しなければならない。

(状況報告、検査等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、次の各号に掲げる事項について、報告を求め、検査し又は指示することがある。その場合、補助金の交付を受けた者は、遅滞なく対応しなければならない。

- (1) 補助対象事業の遂行状況や経理状況
- (2) 補助対象事業の設備設置写真等
- (3) 補助対象事業に係るアンケート
- (4) 補助対象事業が太陽光発電設備の場合は発電量及び自家消費量の実績等
- (5) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第25条 この要綱に記載のない事項については、国交付要綱及び国実施要領によることとし、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

交付対象者	補助対象事業	補助対象設備	事業実施主体	補助率等	補助要件
第4条第1項第1号に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	基盤インフラ整備	蓄電池	国実施要領の別紙1の2イ（エ）	のとおり	
	省CO2等設備整備	高効率空調機器、高効率照明機器	国実施要領の別紙1の2ウ（テ）	のとおり	
第4条第1項第2号に規定する交付対象者 ^{※1}	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	基盤インフラ整備	蓄電池	国実施要領の別紙1の2イ（エ）	のとおり	
	省CO2等設備整備	高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション	国実施要領の別紙1の2ウ（テ）	のとおり	
第4条第1項第3号アに規定する交付対象者 ^{※2}	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	基盤インフラ整備	蓄電池	国実施要領の別紙1の2イ（エ）	のとおり	
	省CO2等設備整備	既存住宅断熱改修 高効率空調機器、高機能換気設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション	別表第1-2の 国実施要領の別紙1の2ウ（テ）	のとおり	
第4条第1項第3号イに規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	基盤インフラ整備	蓄電池	国実施要領の別紙1の2イ（エ）	のとおり	
		充放電設備、充電設備、外部給電器	国実施要領の別紙1の2イ（キ）	のとおり	
省CO2等設備整備	ZEH、ZEH+	国実施要領の別紙1の2ウ（コ）	のとおり		
第4条第1項第4号に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	基盤インフラ整備	蓄電池	国実施要領の別紙1の2イ（エ）	のとおり	
	省CO2等設備整備	高効率照明機器	国実施要領の別紙1の2ウ（テ）	のとおり	
第4条第1項第5号に規定する交付対象者	再エネ設備整備	太陽光発電設備	国実施要領の別紙1の2ア（ア）	のとおり	
	効果促進事業		国実施要領の別紙1の2エ（ト）	のとおり	

※1 同号イ及びウに規定する交付対象者については、補助対象設備を導入する店舗又は事業所当たり300万円を補助上限額とする。

※2 補助対象設備を導入する既存戸建住宅一戸当たり300万円（既存住宅断熱改修への補助金の額を除く。）を補助上限額とする。

別表第1-2

事業実施主体	個人・民間事業者（買取再販業者等）
交付率等	<p>2 / 3</p> <p>・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）</p> <p>戸建住宅1戸あたり：上限120万円</p> <p>（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：上限5万円）</p>
交付要件	<p>【共通】</p> <p>a 既存の戸建専用住宅であること。</p> <p>b 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分は対象としない。</p> <p>c 改修する部位について、別に定める改修率要件を満たすこと。</p> <p>d 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。</p> <p>e 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>f 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>g 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p> <p>h 導入する断熱材及び窓・ガラスについて、別に定める性能値を満たすこと。</p> <p>【i又はjを満たすこと】</p> <p>i 事業実施主体が居住・所有する住宅の場合</p> <p>(a) 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出すること。</p> <p>(b) 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを提出すること。</p> <p>j 事業実施主体が居住・所有しない場合（買取再販業者等）</p> <p>(a) 買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本補助金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、補助金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること（販売後、補助金額相当分が住宅購入者に還元されていることが分かる書類を提出すること）。</p> <p>(b) 事業実施主体は、住宅購入者が当該住宅を所有後、当該住宅の登記事項証明書の写しを提出すること。</p> <p>(c) 事業実施主体は、住宅購入者が当該住宅に居住後、住宅購入者の住民票の写しを提出すること。</p>

別表第2（第6条及び第9条関係）

補助対象設備	添付書類
共通	<p>(1) 本人確認書類（申請者が個人の場合は、住民票の写し又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項又は履歴事項証明書等の写し若しくはこれに代わるもの。いずれも発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置場所又は補助対象建築物の付近見取図（設置場所又は建築場所が容易に特定できること）</p> <p>(3) 補助対象経費が把握できる見積書等</p> <p>(4) CO2削減効果の算定根拠資料。ただし、外部給電器についてはこの限りでない。また、本補助対象事業の同一の申請により、下記の設備を太陽光発電設備と合わせて導入する場合、下記の設備についてはこの限りでない。</p> <p>ア 蓄電池</p> <p>イ 充放電設備</p> <p>ウ 充電設備</p> <p>(5) 補助対象事業の実施期間を把握できる予定工程表又はこれに代わるもの（補助対象設備の導入又は補助対象となる建築物の建築や改修に係る契約予定日、支払予定日、工事期間、導入時期が判別できること。ただし、申請者がZEH又はZEH+の建売住宅を購入予定の個人である場合は、補助対象建築物の購入に係る売買契約予定日、支払予定日、引渡予定日が判別できること。また、工事が複数年度にわたる場合は、上記に加え年度ごとの実施内容が判別できること）</p> <p>(6) 電力需要計算書（別紙4）及びその根拠資料（例：申請日の直近1年度分の電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等の写し）。ただし、第4条第1項第3号イ及び同第5号に規定する交付対象者並びに市長が別に定める者についてはこの限りではない。</p> <p>(7) 交付の申請を行う年度の前年度に事業開始承認通知を受けた場合、当該通知の写し</p> <p>(8) PPAの場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類</p> <p>(9) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることを証する書類</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類等</p>
太陽光発電設備、蓄電池、高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション	<p>(1) 補助対象設備の仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置図又はこれに代わるもの（補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。（例：平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する建築物の所有者が分かる登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（建築物以外の場所に補助対象設備を設置する場合を除く）。ただし、所在欄等の記載事項と当該施設の所在表示が異なる場合は、同一の施設であることを証する書類。また、新築する建築物への設置等により建築物に係る登記事項証明書を申請時に取得できない場合は、設置場所の土地に係る登記事項証明書の写しをもってこれに代えることとする。（いずれも発行日から3か月以内のもの）</p>

- (4) 申請者、補助対象設備等の使用者及び設置場所所有者が同一でない場合は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設備導入に関する同意書（別紙5）
- (5) 申請者及び設置場所所有者が同一でない場合、又は、共有名義の場合は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設置施設に関する同意書（別紙6）
- (6) 太陽光発電設備を導入する場合は、年間の想定発電量及び年間の想定自家消費電力量の算定根拠資料
- (7) 太陽光発電設備を住宅（併用住宅を含む）に導入する場合は、その延べ面積（建築物全体及び住宅の部分）を証する書類（例：京都市又は京都市指定確認検査機関からの確認を受けた建築確認申請書等）
- (8) 家庭用蓄電池を導入する場合は、そのパッケージ型番が、国が実施する補助対象事業における補助対象システムとして、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録されていることが分かる資料
- (9) 蓄電池を既設の太陽光発電設備に接続する場合は、既設太陽光発電設備の出力、年間の発電量及び年間の自家消費率が分かる資料
- (10) 高効率空調機器の更新の場合は、撤去設備の次の部分についての撤去前写真（原則、製品の型番やCO2削減効果の算定に用いた値が銘板の写真等を用いて確認できること）
- ア 室内機
- イ 室外機
- (11) 高機能換気設備を導入する場合は、以下のすべての要件を満たすことが分かる資料
- ・全熱交換機器（JIS B 8628に規定されるもの）であること
 - ・必要換気量（1人当たり毎30 m³以上）を確保していること
 - ・熱交換率40%以上（JIS B 8639で規定）であること
- (12) 高効率照明機器を導入する場合は、以下のいずれかの機能を有するLEDであることが分かる資料
- ・スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する）
 - ・明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する）
 - ・在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）
- (13) 高効率照明機器の更新の場合は、撤去設備の型番やCO2削減効果の算定に用いた値が分かる資料
- (14) 高効率給湯器の更新の場合は、撤去設備の次の部分についての撤去前写真（原則、製品の型番やCO2削減効果の算定に用いた値が銘板の写真等を用いて確認できること）
- ア 給湯器本体
- (15) コージェネレーションシステムを導入する場合は、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であることが分かる資料

<p>充放電設備、 充電設備、外 部給電器</p>	<p>(1) 補助対象設備の仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等） (2) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象の銘柄に登録されていることが分かる資料 (3) 充放電設備、充電設備を導入する場合、再エネ発電設備から電力供給可能であることが分かる資料（システム系統図及び単線結線図等）</p>
<p>ZEH、ZEH+</p>	<p>(1) 関係図面（例：平面図、立面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの (2) 申請する住宅の住所が確認できる登記事項証明書の写し。ただし、登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを証する書類。（いずれも発行日から3か月以内のもの） (3) 申請者、申請する住宅の使用者及び所有者が同一でない場合は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設備導入に関する同意書（別紙5） (4) 建築確認済証の写し (5) 着手前写真 工事名称、撮影日、撮影者名を記入した「着手前写真用ボード」が映り込むように、異なるアングルから2枚撮影した着手前の写真（ただし、交付決定前の事前着手が認められている場合又は新築建売戸建住宅の購入予定者が申請者となる場合を除く。） (6) B E L S 申請書類の写し (7) ZEH+の選択要件として電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む。）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備を選択した場合は、以下の資料 ・充電設備又は充放電設備の仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等） ・再エネ発電設備から電力供給可能であることが分かる資料（システム系統図及び単線結線図等） ・配置図（電気自動車の保管（充電）場所及びコンセントの設置位置が判別できること）</p>
<p>既存住宅断 熱改修</p>	<p>(1) 住宅の外観、階層構造、間取り、面積、工事個所、窓の位置等が分かる関係図面（例：配置図、平面図、立面図、工事計画図面、面積計算表）又はこれに代わるもの (2) 使用材料が指定の仕様又は性能を備えることが分かる資料 (3) 申請する住宅に居住していることを証する住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）。ただし、交付申請時に当該住宅に居住していない場合はこの限りではない。 (4) 申請する住宅の住所及び所有者が確認できる登記事項証明書の写し。ただし、登記事項証明書の所在欄等の記載事項と当該住宅の住居表示が異なる場合は、同一であることを示す書類。（いずれも発行日から3か月以内のもの） (5) 申請者と申請する住宅の所有者が同一でない場合、又は、共有名義の場合は、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設置施設に関する同意書（別紙6） (6) 申請する住宅の全景写真</p>
<p>効果促進事業</p>	<p>(1) 事業内容を把握できる書類（事業概要等）</p>

別表第3（第13条関係）

補助対象設備	添付書類
共通	(1) 契約書等の写し。 (2) 補助対象事業に係る支出を証する書類の写し (3) PPA又はリース契約の場合、導入した設備等を耐用年数期間満了まで使用することが分かる書類 (4) 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力にしたことを証する書類（契約した小売電気事業者名、プラン名、契約日が確認できること） (5) その他執行団体が必要と認める書類等
太陽光発電設備	(1) 導入設備等の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ（(3)に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること） ウ 標識（交付対象事業の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）。ただし、屋根置き等又は20kW未満の太陽光発電設備の場合はこの限りではない。 (2) 導入設備の実際の設置図（補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。例：平面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等。以下同じ。）又はこれに代わるもの。ただし、交付申請時から変更がない場合についてはこの限りではない。 (3) 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書等）
蓄電池	(1) 導入設備の次の部分について、設置後の写真（(3)に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること） ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ (2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの。ただし、交付申請時から変更がない場合についてはこの限りではない。 (3) 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書等）
充放電設備、充電設備、外部給電器	(1) 導入設備の次の部分についての導入後の写真（(2)に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること） ア 充放電設備、充電設備、外部給電器 (2) 工事内容を証する書類の写し（例：メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書等）

	<p>(3) 充放電設備、充電設備の場合、実際に再エネ発電設備と接続して充電を行うことが分かる資料（例：システム系統図及び単線結線図等）。ただし、交付申請時から変更がない場合についてはこの限りではない。</p>
ZEH、ZEH+	<p>(1) B E L S 評価書の写し（交付申請時に示した Z E H ランクの省エネ性能表示を取得していることが確認できること）</p> <p>(2) 住宅完成後の関係図面（平面図、立面図、機器配置図、システム系統図及び単線結線図等）又はこれに代わるもの。ただし、交付申請時から変更がない場合についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 完成写真（住宅外観全体及び高断熱外皮、太陽光発電設備等の関連設備※が確認できること）</p> <p>※ ZEH+で「HEMSによる制御」を選択した場合は、HEMS機器の写真（太陽光発電設備の発電量と、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等（蓄電システム、燃料電池、充電設備又は充放電設備を設置する場合には、これらの設備を含む。）がHEMSと連携されていることが分かるモニター画面の写真）又はこれに代わるもの。</p> <p>※ ZEH+で電気自動車の充電設備又は充放電設備の要件を選択した場合は、以下の写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備又は充放電設備（本体のほか、銘板等型番が確認できるもの） ・分電盤（充電設備又は充放電設備専用の分岐回路（＝専用回路）を設置していることが確認できること） ・車庫 <p>(4) ZEH+の選択要件で「強化外皮基準」を選択した場合、BELS評価書申請時に提出した一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）（国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表）の写し。ただし、交付申請時に提出した場合についてはこの限りではない。</p> <p>(5) ZEH+の選択要件で「HEMSによる制御」を選択した場合、相互接続性を自己確認したことが分かる資料</p>
既存住宅断熱改修	<p>(1) 工事内容を証する書類の写し（例：使用した材料のメーカーや代理店等が発行した出荷証明書又は納品書の写し等）</p> <p>(2) 工事内容及び使用した材料が分かる写真（断熱材においては、施工範囲及び厚みも確認できること）</p> <p>(3) 交付申請時に当該住宅に居住していなかった場合、住民票の写し。ただし、実績報告以降に居住予定の場合は、当該住宅に居住後速やかに、住民票の写しを提出すること。（いずれも発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(4) 交付申請時に当該住宅を所有していなかった場合、登記事項証明書の写し。ただし、実績報告以降に所有予定の場合は、当該住宅を所有後速やかに、登記事項証明書の写しを提出すること。（いずれも発行日から3か月以内のもの）</p>

高効率換気空調 設備、高効率照 明機器、高効率 給湯器、コージ ェネレーション	(1) 導入設備について、設置後の写真 ((3)に記載された設備と同一の設備が設置されていることが銘板等の写真を用いて確認できること) (2) 導入設備の実際の設置図又はこれに代わるもの。ただし、交付申請時から変更がない場合についてはこの限りではない。 (3) 工事内容を証する書類の写し (例: メーカー等が発行する納品書又は出荷証明書等)
効果促進事業	(1) この効果促進事業による定量的なCO2の削減効果が分かる資料 (2) 事業の実施風景等が確認できる写真

第1号様式（第6条関係）

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	交付申請日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額（千円未満切捨て） 金 円

2 補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

（ ZEH、ZEH+については、事業計画書（別紙1）のとおり
 既存住宅断熱改修については、事業計画書（別紙1）及び断熱改修経費明細書（別紙3）のとおり ）

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※複数の補助対象事業を実施する場合は、以下に該当する補助対象設備ごとの開始予定日及び完了予定日を記載してください。		
補助対象設備	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- 要綱第4条第2項の各号のいずれかに該当しないこと。
- 導入設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- 導入設備について、補助金の受給完了後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第16条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要綱第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力（補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、当該設備の稼働に伴う使用電力を含む。）を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること。
- 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物における使用電力量、その電源構成及び非化石証書の使用状況等の情報について、京都市が当該電力の供給契約先の小売電気事業者を介して匿名加工情報として取得し、本事業の推進のために利用することに同意すること。

5 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の概要

所在地	京都府京都市		
延べ面積	建築物全体		m ²
	住宅部分		m ²

※ 延べ面積については、住宅（併用住宅含む）への太陽光発電設備の導入の場合のみ記入してください。

※ 補助対象設備を建築物以外に設置する場合は、設置場所の所在地を記入してください。

6 事業開始承認申請時から交付申請までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

--

※ 複数年度事業で該当する場合のみ記入してください。

7 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

8 申請者等の情報

(1) 導入設備使用者の情報

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 導入設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

(2) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

別紙1 事業計画書

1 補助対象事業の内容

再エネ100%電力への切替え※	□ 対応済 (令和 年 月 ~)		□ 対応予定 (令和 年 月 ~)		実施予定の補助対象設備									
	太陽光発電設備	蓄電池	充放電設備	充電設備	外部給電器	ZEH	ZEH+	既存住宅断熱改修	高効率空調機器	高機能換気設備	高効率照明機器	高効率給湯機器	コージェネレーション	効果促進事業
第1号 文化遺産群														
第2号 商店街エリア														
第3号ア 既存住宅群														
第3号イ 三宅市営住宅跡地エリア														
第4号 グリーン人材育成拠点群														
第5号 その他														

※ オフサイトの太陽光発電設備及び効果促進事業の場合は、再エネ100%電力への切替えについては入力不要です。

2 補助対象設備の内容

事業全体	
補助対象経費の合計（税抜）	0 円
活用予定の他補助金の合計（税抜）	0 円
交付申請額（補助金申請予定額）の合計（税抜）	0 円
うち補助対象設備に係る交付申請額の合計（税抜）	0 円
※ 「商店街エリア」で補助対象事業を行う者のうち商店街振興組合を除く交付対象者については補助対象設備を導入する店舗又は事業所当たり、また、「既存住宅群」で補助対象事業を行う交付対象者については補助対象設備を導入する既存戸建住宅一戸当たり、 300万円 を設備導入に係る補助上限額とします。 ※ 上限額を超える場合は任意の補助対象設備の交付申請額（「◎又は④のいずれか小さい額」）を手入力で減額してください。	
年間の電力需要	kWh
※ 電力需要計算書（別紙4）を用いて算定した値が自動入力されます。 ※ ただし、「三宅市営住宅跡地エリア」において補助対象事業を実施する場合や、「その他」の脱炭素転換を支える基盤的取組を実施する場合等は除きます。その場合、電力需要計算書（別紙4）の提出も不要です。	
確認事項	
補助対象事業全体が以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 導入設備は、商用化され、導入実績があるものです。	
<input type="checkbox"/> 導入設備は、中古設備ではありません。	
<input type="checkbox"/> 市長が定める耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。	

太陽光発電設備	
交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報	
① 導入設備の補助対象経費（税抜）	0 円
② 他補助金の活用予定	他補助金名 () 他補助金額 円
※複数ある場合は全て記入ください。	
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）	0 円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）	0 円
③又は④のいずれか小さい額	0 円
その他関連情報	
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値	kW
パワーコンディショナの定格出力の合計値	kW
※ 小数点以下第1位まで（第2位以下は切捨て）	
用途（いずれか一つを選択）	<input type="checkbox"/> 業務用 <input type="checkbox"/> 家庭用
⑤ 年間の想定発電量	kWh
⑥ 年間の想定自家消費電力量（オンサイトの場合）	kWh
⑦ 京都市脱炭素先行地域内での年間の想定電力消費量（業務用の場合）	kWh
想定自家消費率（⑥/⑤）	%
※ オンサイトの場合、30%以上が要件です。	
京都市脱炭素先行地域内での想定電力消費率（⑦/⑥）	%
※ 業務用（オンサイト）の場合、50%以上が要件です。 ※ 業務用（オフサイト）の場合、70%以上が要件です。	
景観手続の要否	<input type="checkbox"/> 規制区域内であり必要 <input type="checkbox"/> 規制区域内だが不要 <input type="checkbox"/> 規制区域外であり不要
導入設備のCO2削減効果	t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。	
確認事項	
以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。	
<input type="checkbox"/> 固定価格買取制度(FIT)又はFIP(Feed in Premium)制度を利用しません。 ※ FIT又はFIP制度を利用する場合、補助金の活用はできません。	
<input type="checkbox"/> （オフサイトの場合）脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てます。	

蓄電池

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額		円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①－②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

用途	<input type="checkbox"/> 業務用
※京都市火災予防条例の規制対象となる設備を業務用、 同規制の対象外となる設備を家庭用とします。	<input type="checkbox"/> 家庭用
蓄電容量	kWh
※小数点以下第1位まで（第2位以下は切捨て）	
導入設備のCO2削減効果	t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。 ※太陽光発電設備と併せて申請する場合、蓄電池については入力不要です。	

確認事項

以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。
<input type="checkbox"/> 再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において利用する設備です。
※ 停電時のみに利用する非常用予備電源の場合、補助金の活用はできません。

既存住宅断熱改修

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名（ <input type="text"/> ）		
	※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額	<input type="text"/> 円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
	※上限120万円/戸。うち玄関ドアは、上限5万円/戸。		
④ ①－②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

申請者（いずれか一つを選択）	<input type="checkbox"/> 対象住宅に居住する個人
※対象住宅に居住しない法人：買取販売業者等	<input type="checkbox"/> 対象住宅に居住しない法人
断熱改修によるCO2削減効果	<input type="text"/> t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。	

確認事項

以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。

- 対象住宅は、既存の戸建住宅で、専用住宅です。
- 対象住宅は、登記上申請者が所有している住宅です。
※申請後に所有予定の場合は、所有後に当該建物の登記事項証明書の写しを提出すること。
- （対象住宅に居住する個人が申請者の場合）対象住宅は、常時居住する住宅（住民票の住所と一致）です。
※申請後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出すること。
- （対象住宅に居住しない法人が申請者の場合）断熱改修工事に係る工事請負契約を締結します。
※申請者自身が断熱改修工事を実施する場合は、補助対象外となります。

高効率空調機器

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名（ <input type="text"/> ）		
	※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額	<input type="text"/> 円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①－②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

用途	<input type="checkbox"/> 業務用（冷房能力22kW以下）
※建物付属設備（ビルトイン型やダクト型で広範に配管されているもの）を業務用、その他の設備を家庭用とします。	<input type="checkbox"/> 業務用（その他）
	<input type="checkbox"/> 家庭用
従来の機器等に対する導入設備のCO2削減効果	<input type="text"/> t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。	

高機能換気設備

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
	他補助金額		円
※複数ある場合は全て記入ください。			
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		

確認事項

以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。

- 平時に活用する設備です。
- 全熱交換機器（JIS B 8628 に規定されるもの）です。
- 必要換気量（1人当たり毎時30m³以上）を確保しています。
- 熱交換率が40%以上（JIS B 8639 で規定）です。

高効率照明機器

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
	他補助金額		円
※複数ある場合は全て記入ください。			
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		

導入機器（LED）の調光制御機能（いずれか一つを選択）

- a スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する）
- b 明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する）
- c 在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）

- スケジュール制御
- 明るさセンサ制御
- 在/不在調光制御

※a～cのいずれかの調光制御機能がない場合、補助金の活用はできません。

高効率給湯器

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額		円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

従来の機器等に対する導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		

コージェネレーションシステム

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 導入設備の補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額		円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

導入設備のCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		

確認事項

以下の内容に合致していることを確認のうえ、チェックしてください。

- 以下を満たす設備です。
- ・都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池

効果促進事業

交付申請額（補助金申請予定額）の関連情報

① 事業に係る補助対象経費（税抜）		0	円
② 他補助金の活用予定	他補助金名	()	
※複数ある場合は全て記入ください。	他補助金額		円
③ ①×2/3（千円未満切捨て、税抜）		0	円
④ ①-②（千円未満切捨て、税抜）		0	円
③又は④のいずれか小さい額		0	円

その他関連情報

事業によるCO2削減効果		t - CO2/年
※根拠資料を添付してください。		
※実績報告時に、定量的なCO2削減効果を示すことができる事業が補助対象です。		

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- ・ 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ・ ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- ・ また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 太陽光発電設備

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- ・ 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ・ ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- ・ また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 蓄電池

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 高効率空調機器

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 高機能換気設備

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- ・ 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ・ ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- ・ また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 高効率照明機器

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 高効率給湯器

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- ・ 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ・ ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- ・ また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

1 コージェネレーション

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）	
補助対象経費				
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費		円
		労務費		円
		直接経費		円
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費		円
		現場管理費		円
		一般管理費		円
	付帯工事費			円
機械器具費			円	
測量及試験費			円	
設備費	設備費			円
業務費	業務費			円
事務費	事務費			円
合計				0円

別紙2 事業費内訳表

【別紙2作成に当たっての留意事項】

- 本様式は補助対象事業及び補助対象設備ごとに作成し、補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出してください。
- ただし、ZEH又はZEH+の場合は、本様式の提出は不要とします。
- また、既存住宅断熱改修の場合は、本様式に代えて断熱改修経費明細書（別紙3）を提出してください。

3 効果促進事業

区分	費目	細分	補助対象経費（税抜）
補助対象経費			
設備費	設備費		
業務費	業務費		
直接費	業務費	諸謝金	
		旅費	
		会議費	
		備品費	
		消耗品費	
		借料及び損料	
		賃金	
		通信運搬費	
		光熱水費	
		印刷製本費	
		雑役務費	
		委託料	
合計			0

円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

別紙3 断熱改修経費明細書

※補助対象経費の根拠となる見積書等も併せて提出すること

1 住宅の概要

住宅の構造	木造
その他の構造の場合：	
延床面積[m ²]	
補助対象床面積合計[m ²]	
改修率	
改修する部位	天井： 外壁： 床： 窓・ガラス：
エネルギー計算結果早見表 組合せ番号：	
最低改修率：	
改修率要件の適合	

※ 見積書の各部位の補助対象経費（税抜き）を入力してください。（別紙「見積参考書式」も活用ください）
 ※ 断熱改修における補助対象経費の上限は1,800,000円（補助金額の上限は1,200,000円）です。
 ※ 玄関ドアの補助対象経費の上限は75,000円（補助金額の上限は50,000円）です。

2 補助対象経費

補助対象経費	費目	細分	補助対象経費（税抜）				
			天井	外壁	床	窓・ガラス	玄関ドア
工事費	本工事費（直接工事費）	材料費					
		労務費					
		直接経費					
	本工事費（間接工事費）	共通仮設費					
		現場管理費					
		一般管理費					
		付帯工事費					
	機械器具費						
	測量及試験費						
設備費	設備費						
業務費	業務費						
事務費	事務費						
① 補助対象経費(見積)	→		0	0	0	0	0
② 補助対象経費(基準単価)	→		0	0	0	0	0
③ ①又は②のいずれか小さい額	→		0	0	0	0	0
④ 申請から除く額(上限を超える場合) ※千円単位で入力してください	→						
⑤ 補助対象経費(採用):③-④			0	0	0	0	0

→	小計	0
→	除外額	0
→	合計	0

3 明細書(断熱材)

※ 行が足りない場合は事務局にお問い合わせください。

部位	図面上の番号	構成	メーカー名	製品名
屋根		1層目		
屋根		2層目		
屋根		1層目		
屋根		2層目		
屋根		1層目		
屋根		2層目		
天井		1層目		
天井		2層目		
天井		1層目		
天井		2層目		
天井		1層目		
天井		2層目		
外壁		1層目		
外壁		2層目		
外壁		1層目		
外壁		2層目		
外壁		1層目		
外壁		2層目		
床(外気に接する部分)		1層目		
床(外気に接する部分)		2層目		
床(外気に接する部分)		1層目		
床(外気に接する部分)		2層目		
床(外気に接する部分)		1層目		
床(外気に接する部分)		2層目		
床(その他の部分)		1層目		
床(その他の部分)		2層目		
床(その他の部分)		1層目		
床(その他の部分)		2層目		
床(その他の部分)		1層目		
床(その他の部分)		2層目		
基礎壁(外気に接する部分)		1層目		
基礎壁(外気に接する部分)		2層目		
基礎壁(外気に接する部分)		1層目		
基礎壁(外気に接する部分)		2層目		
基礎壁(外気に接する部分)		1層目		
基礎壁(外気に接する部分)		2層目		
基礎壁(その他の部分)		1層目		
基礎壁(その他の部分)		2層目		
基礎壁(その他の部分)		1層目		
基礎壁(その他の部分)		2層目		
基礎壁(その他の部分)		1層目		
基礎壁(その他の部分)		2層目		

品番等	熱伝導率 (λ 値) [W/m・K]	厚み [mm]	施工面積 [㎡]	熱抵抗値 (R 値) [(㎡・K)/W]	合計熱抵抗値 [(㎡・K)/W]	グレード	基準単価 [円/㎡]	性能要件(R 値) [(㎡・K)/W]	適否	補助対象経費 (基準単価) [円]
								5.7 以上		
								5.7 以上		
								5.7 以上		
								4.4 以上		
								4.4 以上		
								4.4 以上		
								2.7 以上		
								2.7 以上		
								2.7 以上		
								3.4 以上		
								3.4 以上		
								3.4 以上		
								2.2 以上		
								2.2 以上		
								2.2 以上		
								1.7 以上		
								1.7 以上		
								1.7 以上		
								0.7 以上		
								0.7 以上		
								0.7 以上		

別紙4 電力需要計算書

申請日	
申請者	

直近1年間の電力需要（単位：kWh）

- ※ 申請日の直近1年分の電気の使用量を記載すること
- ※ 補助対象設備を導入する施設又は補助対象となる建築物の電力契約が複数ある場合は、そのすべてについて記載すること
- ※ 根拠資料として、電気料金の請求書、検針票、電力会社の契約者専用ウェブサイトの該当ページ等の写し等を提出すること

	契約①	契約②	契約③	契約④	契約⑤	合計
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
合計						

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設備導入に関する同意書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しました。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者 〔PPA事業者又はリース事業者〕	
導入設備使用者 〔電力販売又はリースで設置する設備の使用者〕	
設置場所所有者 〔申請者及び導入設備使用者と異なる場合〕	

【同意事項】

- 申請者が補助事業を実施すること及び補助金の交付を申請すること
- 交付決定又は事業開始承認の結果については、申請者に通知すること
- 補助金は申請者に交付されますが、申請者が導入設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料等から補助金相当額分（ただし、PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金相当額の9/10とすることができる。）を減額すること
- 申請者及び導入設備使用者が、補助金交付後に取得財産等を処分しようとするときは、申請者は、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て取得財産等を処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずること
- 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要綱第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。）又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る設置施設に関する同意書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しました。

区分	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者	
設置場所所有者 <small>〔共有名義の場合は、申請者以外の名義人について記載すること。〕</small>	

【同意事項】

- 申請者が補助事業を実施すること及び補助金の交付を申請すること
- 交付決定又は事業開始承認の結果については、申請者に通知すること
- 申請者は、法定耐用年数を経過するまでの期間において、取得財産等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければなりません。ただし、補助金交付後に取得財産等を処分しようとするときは、申請者は、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、市長の承認を得て取得財産等を処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずること
- 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要綱第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。）又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事前着手届

(宛先) 京都市長	届出日	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名	
	(個人の場合) 氏名	
	電話番号	- -
	メールアドレス	@

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条第3項第2号及び第9条第9項第2号の規定により、下記の補助対象事業について、交付決定又は事業開始承認通知前に着手しますので届け出ます。

※本届出の提出をもって補助金の交付決定等が保証されるものではありません。

記

1 補助対象事業概要

補助対象設備	開始予定日
	令和 年 月 日

2 事業着手の理由

3 委任状

私は、要綱第18条に規定する事前着手手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- 補助金の交付決定又は事業開始承認通知がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。
- 補助金の交付決定等がなされない場合があることを理解した上で事前に事業に着手します。

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、
年 月 日付けで交付申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金につ
いて、下記のとおり交付することを決定しましたので、同要綱第8条第5項の規定に基づ
き通知します。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け交付申請書のとおり

2 補助金交付予定額 金 , 0 0 0 円
(ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額
が変更されるときは、別に通知するところによる。)

3 交付の条件

- (1) 補助対象事業の実施に法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出ること。
ア 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき。
イ 補助対象事業を廃止しようとするとき。
- (3) 当該補助事業の実施実績を、同要綱第13条第2項に定める期日までに、実績報告書（第15号様式）により市長に届け出ること。
- (4) 市長は、本通知を受けた者が同要綱に定める規定に違反したとき又は期日までに実績報告書の届出を行わなかったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは交付予定額又は交付額を変更することができる。

4 申請の取下げ

当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に申請の取下げをすることができます。

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金不交付決定通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、
年 月 日付で交付申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金について、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、同要綱第8条第6項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

（審査請求及び処分取消しの訴えの教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条関係）

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認申請書

(宛先) 京都市長	承認申請日	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者	
	(法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名	
	(個人の場合) 氏名	
	電話番号	- -
	メールアドレス	@

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により事業開始の承認申請を行います。

1 補助金申請予定額（千円未満切捨て） 金 円

2 補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

（ ZEH、ZEH+については、事業計画書（別紙1）のとおり
 既存住宅断熱改修については、事業計画書（別紙1）及び断熱改修経費明細書（別紙3）のとおり ）

3 補助対象事業の開始及び完了の予定日

補助対象事業及び補助対象設備	開始予定日	完了予定日
事業全体	令和 年 月 日	令和 年 月 日
※複数の補助対象事業を実施する場合は、以下に該当する補助対象設備ごとの開始予定日及び完了予定日を記載してください		
補助対象設備	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	令和 年 月 日

4 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- 導入設備を法令、条例等に適合して設置すること。
- 要綱第4条第2項の各号のいずれかに該当しないこと。
- 導入設備の使用状況について、京都市から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること。
- 導入設備について、補助金の受給完了後も、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、効果的な運用を図ること。
- この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、要綱第16条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てないこと。
- 補助対象設備を導入する建築物（ただし、要綱第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、補助対象設備を導入する店舗又は事業所単位を含む。以下同じ。）又は補助対象となる建築物の使用電力を、再エネ100%電力にし、また、少なくとも2030年度末まで継続すること。
- 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物における使用電力量、その電源構成及び非化石証書の使用状況等の情報について、京都市が当該電力の供給契約先の小売電気事業者を介して匿名加工情報として取得し、本事業の推進のために利用することに同意すること。

5 補助対象設備を導入する建築物又は補助対象となる建築物の概要

所在地	京都府京都市		
延べ面積	建築物全体		m ²
	住宅部分		m ²

※ 延べ面積については、住宅（併用住宅含む）への太陽光発電設備の導入の場合のみ記入してください。

6 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

7 申請者等の情報

(1) 導入設備使用者の情報

- ※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。
- ※ 導入設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

(2) 設置場所所有者の情報

- ※ 設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。
- ※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名	
	氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	- -
	メールアドレス	

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、
年 月 日付けで事業開始承認申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業
補助金について、事業の開始を承認することを決定しましたので、同要綱第9条第7項の
規定に基づき通知します。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け事業開始承認申請書のとおり

2 承認の条件

補助対象事業の実施に法令に基づく手続が必要な場合は、必要な手続を実施すること。

（注1）この通知書を以て翌年度以降の交付決定を保証するものではなく、翌年度改めて
交付申請をする必要があります。

第7号様式（第9条関係）

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金事業開始不承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、
年 月 日付けで事業開始承認申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業
補助金について、事業の開始を承認しないことを決定しましたので、同要綱第9条第8項
の規定に基づき通知します。

記

不承認の理由

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付申請取下書

(宛先) 京都市長	提出日	令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名	
	(個人の場合) 氏名	
	電話番号	- -
	メールアドレス	@

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた 年 月 日付けの交付申請を取り下げます。

記

1 取下理由

[Blank area for reason of withdrawal]

2 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請取下手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	承認申請日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、
年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた 年
月 日付けの交付申請内容の変更について、下記のとおり承認申請を行います。

記

1 変更後交付申請額（千円未満切捨て） 金 , 0 0 0 円
交付決定額 金 , 0 0 0 円

2 変更後補助対象事業の内容

詳細は、事業計画書（別紙1）及び事業費内訳表（別紙2）のとおり

（ ZEH、ZEH+については、事業計画書（別紙1）のとおり

既存住宅断熱改修については、事業計画書（別紙1）及び断熱改修経費明細書（別紙3）のとおり

※ 交付申請時からの変更箇所が分かるように明記すること。

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

--

5 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請取下手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

第10号様式（第11条関係）

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、
年 月 日付けで変更承認申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助
金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第11条第2項の規
定に基づき通知します。

記

- 1 変更後補助対象事業 年 月 日付け変更申請書のとおり
- 2 変更後補助金交付予定額 金 , 0 0 0 円

第11号様式（第11条関係）

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金変更不承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、
年 月 日付けで変更承認申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助
金について、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、同要綱第11条第3項の
規定に基づき通知します。

記

不承認の理由

（審査請求及び処分取消しの訴えの教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第12号様式（第11条関係）

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	承認申請日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、
年 月 日付けで交付決定通知を受けた 年 月 日付けの交付申請内容
の廃止について、下記のとおり承認申請を行います。

記

1 廃止の理由

2 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請取下手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続きの権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続きを委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

第13号様式（第11条関係）

京都市指令第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金廃止承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第11条第4項の規定により、
年 月 日付けで廃止承認申請のありました、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助
金について、下記のとおり承認することを決定しましたので、同要綱第11条第5項の規
定に基づき通知します。

記

1 廃止を承認した補助対象事業 年 月 日付け廃止申請書のとおり

2 廃止を承認した交付予定額 金 , 0 0 0 円

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付を決定しました京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金について、下記のとおり交付の取消・変更をすることを決定しましたので、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第12条第1項・第16条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 取消・変更後補助対象事業

2 取消・変更の理由

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第12条第1項・第16条第1項に基づき、

3 取消・変更後補助金交付予定額 金 , 0 0 0 円

（審査請求及び処分の取消しの訴えの教示）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金実績報告書

(宛先) 京都市長	実績報告日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、
年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付決定通知を受けた補助対象事業の
実施実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績報告額（千円未満切捨て） 金 円

補助対象設備	実績報告額
	円
	円
	円
	円
	円

2 補助対象事業の開始及び完了の日

開始日 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日

3 交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請内容
を変更した場合は、その内容

--

4 補助対象事業等の内容

(1) 再エネ100%電力への切替え

対応済 (令和 年 月 切替え済み)

対応予定 (令和 年 月 切替え予定)

切替え未対応理由:

※ 原則、実績報告時に再エネ100%電力に切り替えている必要があります。やむを得ない理由がある場合のみ「対応予定」とし、未対応の理由を記載してください。なお、切替え後に別途、切り替えたことがわかる資料の提出が必要です。

※ オフサイトの太陽光発電設備及び効果促進事業の場合は、再エネ100%電力への切替えについては入力不要です。

(2) 景観手続 (太陽光発電設備を導入した場合のみ)

手続不要

手続済

届出番号又は許認可番号	届出済日又は許認可日
号	令和 年 月 日

5 委任状

私は、要綱第18条に規定する交付申請取下手続の代行について、以下の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。

会社名	
担当者氏名	
所在地	
電話番号	- -
メールアドレス	@
営業日	

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

6 同意事項

私は、次の事項について同意します。

実績報告書の添付書類として提出する補助対象設備の設置後写真について、京都市が、京都市又は京都市脱炭素先行地域づくり事業のウェブサイトへの掲載等に使用すること。ただし、個人が特定される写真については、当該部分に適切な措置（モザイク処理等）が施されるものとします。

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付額決定通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、
年 月 日付けで実績報告のありました京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金につ
いて、下記のとおり交付額を決定しましたので、同要綱第14条の規定に基づき通知しま
す。

記

1 補助対象事業 年 月 日付け完了実績報告書のとおり

2 補助金交付額 金 , 0 0 0 円

3 財産の管理及び処分の制限

補助対象事業により取得し、又は効用の増した財産について、管理するための台帳を
備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案
して環境大臣が別に定める期間、善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金の交付
の目的に従って効率的運用を図ってください。

また、補助金交付を受けて設置した取得財産等を市長の承認を受けないで、補助金の
交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃
棄を含む。）することはできません。

4 自家消費割合の報告（太陽光発電設備の場合）

補助対象設備設置年度の翌々年度の7月31日までに、自家消費割合実績報告書（第
21号様式）を提出してください。

5 対象地域内での消費割合の報告（同要綱第4条第1項第5号に規定する者）

補助対象設備設置年度の翌年度の7月31日までに、対象地域消費割合実績報告書
（第22号様式）を提出してください。

6 補助対象設備の撤去及び処分について（10kW以上の太陽光発電設備の場合）

補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドラ
イン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保
する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時にお
いて、適切な廃棄・リサイクルを実施してください。

また、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に
加入するよう努めてください。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付請求書

(宛先) 京都市長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、補助金の交付を請求します。

請求者の氏名 (補助金申請者と同一の者)	
請求者の住所	

補助金の請求額	金 円
---------	-----

指定 口座	金融機関名		店舗名				
種別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）						
口座 名義人	フリガナ						
	漢字						

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金概算払請求書

(宛先) 京都市長
京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により、補助金の概算払を請求します。

請求者の氏名 (補助金申請者と同一の者)	
請求者の住所	

補助金の請求額	金	円
---------	---	---

	金融機関名		店舗名				
指定 口座	種別	口座番号（下欄に右づめで数字を記入すること）					
	口座 名義人	フリガナ					
漢字							

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認申請書

(宛先) 京都市長	承認申請日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名 (個人の場合) 氏名 電話番号 - - メールアドレス @

標記の件について、下記のとおり 年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付額決定通知を受けた取得財産等を処分したいので、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、関係書類を添え下記のとおり申請します。

記

1 取得財産等

2 取得財産等の設置場所

3 取得財産等の総補助対象事業費及び補助金額

4 財産処分の内容

- (1) 財産処分の理由
- (2) 財産取得年月日
- (3) 財産取得後の経過年数
- (4) 財産処分制限期間
- (5) 処分の内容
- (6) 処分予定年月日

5 補助金返還額

6 補助金返還額の算出根拠

7 添付書類（付近見取図、平面図、処分対象機器仕様書、写真及びその他参考となる資料）

様

京 都 市 長

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る財産処分承認通知書

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により、
年 月 日付けで申請を受けた、処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、同要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認し、補助金返還額を通知します。

記

1 交付決定日及び番号

交付決定日 : 年 月 日
交付決定番号: 京都市指令第 号

2 返還対象財産

年 月 日付け財産処分承認申請書のとおり

3 返還対象財産の設置場所

4 返還対象財産の総補助対象事業費及び補助金額

5 財産処分の内容

- (1) 財産処分の理由
- (2) 財産取得後の経過年数
- (3) 財産処分制限期間
- (4) 処分の内容
- (5) 処分予定年月日

6 補助金返還額

7 補助金返還額の算出根拠

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る自家消費割合実績報告書

(宛先) 京都市長	実績報告日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付額決定通知を受けた補助対象設備について、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第22条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり自家消費割合の実績を報告します。

1 発電・自家消費期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注) 原則として補助対象設備を設置した日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までとすること。

2 発電量

kWh (小数点第2位以下は切捨て)

3 自家消費量

kWh (小数点第2位以下は切捨て)

4 自家消費割合 (2 (発電量) のうち 3 (自家消費量) が占める割合)

% (小数点第2位以下は切捨て)

5 添付書類 (発電量が分かる書類、自家消費量が分かる書類、その他市長が必要と認める書類)

6 担当者

部署名・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金に係る対象地域消費割合実績報告書

(宛先) 京都市長	実績報告日 令和 年 月 日
申請者の所在地・住所	申請者 (法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
	(個人の場合) 氏名
	電話番号 - -
	メールアドレス @

年 月 日付けで京都市指令第 号にて交付額決定通知を受けた補助対象設備について、京都市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱第23条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり京都市脱炭素先行地域内での消費割合の実績を報告します。

1 発電・消費期間

年 月 日から 年 月 日まで

(注) 原則として補助対象設備により発電を開始した日からその日が属する年度の3月31日までとすること。

2 発電量

kWh (小数点第2位以下は切捨て)

3 京都市脱炭素先行地域内での消費量

kWh (小数点第2位以下は切捨て)

4 京都市脱炭素先行地域内での消費割合 (2 (発電量) のうち3 (京都市脱炭素先行地域内での消費量) が占める割合)

_____ % (小数点第2位以下は切捨て)

5 添付書類 (発電量分かる書類、京都市脱炭素先行地域内での消費量分かる書類、その他市長が必要と認める書類)

6 担当者

部署名・役職名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	